

令和 年 月 日 税務署長殿		所管	業種	概況	要否	別添等	青色申告	一連番号
納税地	電話() -	通算グループ 整理番号	通算親法人 整理番号	法人区分	事業種目	期末現在の資本金 の額又は出資金の額	整理番号	事業年度 (至)
法人名		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日	申告年月日	申告区
法人番号		同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	申告区	申告区	申告区	申告区
代表者		添付書類	申告区	申告区	申告区	申告区	申告区	申告区
代表者住所		申告区	申告区	申告区	申告区	申告区	申告区	申告区

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 令和 年 月 日)

適用額明細書提出の有無 有 無
 税理士法第30条の書面提出有 有 無
 税理士法第33条の2の書面提出有 有 無

この申告書による法人税額の計算	この申告書による地方法人税額の計算	控除税額の計算	この申告書による還付金額
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	16
法人税額 (52) + (53) + (54)	2	外国税額 (別表六(二)「24」)	17
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3	計 (16) + (17)	18
税額控除超過額相当額等の加算額	4	控除した金額 (12)	19
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)の「25」+別表三(三)「20」)	5	控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20
同上に対する税額 (74) + (75) + (76)	6	所得税額等の還付金額 (20)	21
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	7	中間納付額 (14) - (13)	22
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	8	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	計 (21) + (22) + (23)	24
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の「7」+別表十七(三)の「3」)	10	この申告前の所得金額又は欠損金額 (59)	25
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	この申告により納付すべき法人税額又は減化する還付請求税額 (64)	26
控除税額 ((9) - (10) - (11)) + (18)のうち少ない金額	12	大損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(4)「計」+別表七(9)「若しくは(2)」又は別表七(四)「0」)	27
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	28
中間申告分の法人税額	14	この申告による還付金額	42
差引確定 (中間申告の場合はその法人税額 (13) - (14) 場合は、(22)へ記入)	15	中間納付額 (40) - (39)	43
課税標準 所得の金額に対する法人税額 (2) - (3) + (4) + (6) + (9)の「計」+別表三(一)「住表」の「7」の計) - 課税留保金額に対する (8)	29	計 (42) + (43)	44
課税標準法人税額 (29) + (30)	30	この申告前の所得の金額に対する法人税額 (67)	45
課税標準法人税額 (29) + (30)	31	課税留保金額に対する法人税額 (68)	46
地方法人税額 (57)	32	課税標準法人税額 (69)	47
税額控除超過額相当額等の加算額 (別表六(二)付表六「14」の計)	33	この申告により納付すべき地方法人税額 (73)	48
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	34	剰余金・利益の配当額 (剰余金の分配) の金額	
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	35	剰余金の配当後の分配又は引渡しの日	令和 年 月 日
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の「8」+別表三(三)の「4」+別表三(三)の「5」のうち少ない金額)	36	還付を受けるよう金融機関等	銀行 本店・支店 出張所 郵便局名等 金庫・組合 本所・支所 預金 農協・漁協
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号
外国税額の控除額 ((35) - (36) - (37)) + (77)のうち少ない金額	38	※税務署処理欄	
差引地方法人税額 (35) - (36) - (37) - (38)	39		
中間申告分の地方法人税額	40		
差引確定 (中間申告の場合はその地方法人税額 (39) - (40) 場合は、(43)へ記入)	41		

税理士名